様式第一号(第3条第2号 第4条第2号及び第3号 第28条第1項第4号 第29条第2号及び第3号 第60条第3号 第61条第1号ト及び第2号二 第62条第1号ト及び第2号二 第66条第11号 第70条第5号 第80条第1項第9号 第118条第2項第12号 第121条第2項第12号 第134条第1項第4号関係) (平22農水経産令5・全改)

純資産額に関する調書

(単位:百万円)

貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額(A)	
貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額®	
負債の部から控除される金額(C)	
純資産額(D)=(A)-(B)+(C)	

(記載上の注意)

「負債の部から控除される金額」とは、第38条第1項第7号及び第8号に掲げるものの額の合計額を記載すること。